

令和7年度 大阪公立大学等授業料等支援制度 (大阪府無償化制度)

© Osaka Metropolitan University All Rights Reserved.

2024年12月

本日の説明内容



【大阪府の制度】大阪公立大学等授業料等支援制度

- 1.【学部・学域生】国の制度との関係性
- 2.学業成績について
- 3.【新規申請者向け】申請手続き案内
- 4.【現在支援対象者向け】申請手続き案内
- 5.2025年度前期授業料の取扱いについて



1.【学部・学域生】国の制度との関係性

1. 【学部·学域生】国の制度との関係性 *** 大阪公式 Osaka Metropolita



3

〈支援内容〉

扶養される 子どもの数	世帯年収目安	支援される制度	授業料
1~2人	約270円万までの 世帯(住民税非課税世帯)	高等教育の修学支援新制度(国の制度) のみの支援	全額 無償
	約270~380万円 までの世帯(※1)	高等教育の修学支援新制度(国の制度) + 大阪公立大学等授業料等支援制度(府の制度)	全額 無償
	約380万円以上世帯 (所得制限撤廃)	大阪公立大学等授業料等支援制度(府の制度) ★新制度を申請した場合のみ全額無償 ★現行制度を申請した場合は全額または一部減免 となります	全額無償
3人以上 (多子世帯)	令和7年度より 所得制限撤廃(予定)	高等教育の修学支援新制度(国の制度)	全額 無償 (予定)

◆生計維持者(原則、父母)のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安

※世帯年収目安が約270~380万円までの世帯は国の制度と府の制度の両方の申請をしなければ授業 料の全額の支援を受けられない場合があります。

1. 【学部・学域生】国の制度との関係性

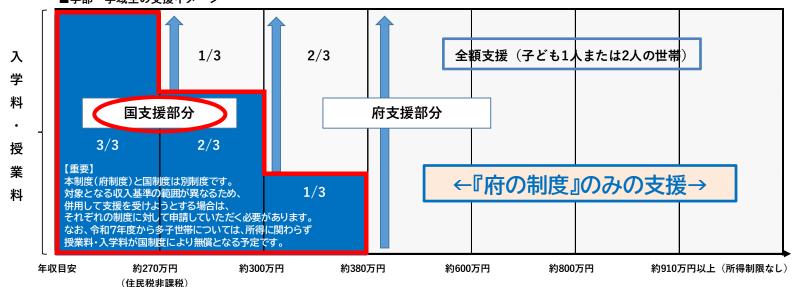


〈支援イメージ(令和7年度)〉

◆ 子ども1人または2人の世帯

〈下のイメージ図は、生計維持者(原則、父母)のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安〉

■学部・学域生の支援イメージ



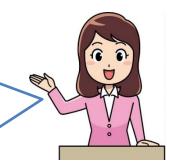
←『国の制度』と併せて支援→

【学部·学域生】

 \triangle

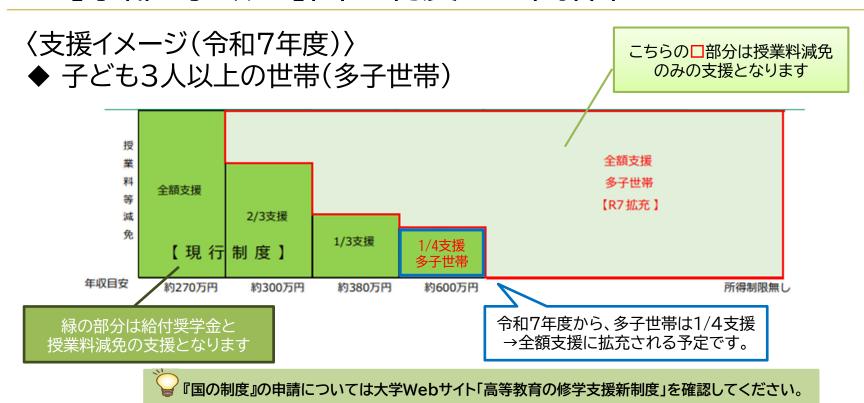
世帯年収が約380万円まで世帯は、『国の制度』に申し込むことにより、授業料が全額支援になる可能性があるので、必ず両制度に申し込んでください。申請を行わない場合は、府の制度の支援しか受けることができず、授業料の負担が発生します。

※大学院生は国の制度はありませんので、府の制度で全額支援となります。



1. 【学部・学域生】国の制度との関係性





【『国の制度』の多子世帯への制度拡充について】

令和7年度(2025年度)から『国の制度』の拡充により、多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)については、所得制限が撤廃され授業料が全額免除となる予定です。(詳細は未定)

多子世帯に該当する方は、『国の制度』に申請することで、『国の制度』により授業料が全額支援になる可能性があります。その場合、府の制度による支援は行いませんので、該当する方は必ず『国の制度』へ申請してください。



(新規で申請する場合)



● 学部・学域生

次のA,Bいずれかに該当すること

- A. 累計GPAが上位2分の1以上であること。
- B. 次のa及びbのいずれにも該当すること
 - a. 累計修得単位数が標準修得単位数以上であること
 - b. 学修計画書の提出により、学修意欲や目的、将来の人生 設計等が確認できること

● 大学院生

学業成績に関する要件はありませんが、大学指定の研究計画 書の提出が必要です。





■ 現在支援を受けている方

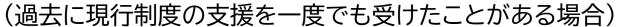
令和6年度末の適格認定(学業成績の判定)において、「継続」または「警告」相当の場合、 新制度へ移行しても引き続き支援を受けることができますが、昨年度から引き続き2 年連続で「警告」の場合は「停止」となり翌年度の支援が停止、「廃止」の場合は支援が打 ち切りとなります。

警告基準

- 学部・学域生の警告基準
 - ◆年度GPAが在籍する学部・学域/学科・学類で下位1/4の者
 - ◆修得単位数(教職科目等を除く)が標準修得単位数の6割以下の者
 - ◆出席率が8割以下など、学修意欲が著しく低いと判断された者

● 大学院生の警告基準

「警告」の基準はありませんが、修業年限での修了が困難と判断される場合や、学修意欲が著しく 低いと判断される場合は支援が終了となります。





■「廃止」について

過去に、現行制度の学業成績の適格認定で「廃止」となった場合、新制度の支援対象となりません。

※新制度の申請を希望する場合でも、「現行制度」の成績は引き継いでの判定となるため、申請できません。

■「停止」について

令和5年度末の学業成績の適格認定で「停止」となり、令和6年度末の適格認定で、成績が継続相当に回復した場合は、令和7年度4月より対象となります。対象となる場合は、学生課より3月中旬ごろに連絡を行います。

※令和6年度末の適格認定で成績が継続相当に回復しなかった場合は「廃止」 となり、以降、支援対象となりません。





〈申請の流れ〉

(1) 支援対象となる要件の確認



(2) 申請書類等の準備(1月の申請日までに)



(3)MS Formsによるオンライン申請(仮申請)(12/16~1/24)



<u>(4)申請書類等の提出(仮申請)(1/9~1/24※)</u>



(5)【対象者のみ】国の制度の対象となった者への連絡(3月中旬~下旬)



(6)結果通知 (6月末)

※「仮申請」は2025年2月の大阪府議会にて制度の予算承認後、 仮申請→本申請へ読み替えとなります。



〈申請資料配布について〉

説明会に参加されている方

説明会終了後、出口で配布します。

説明会を聴講後、支援対象となる場合は申請資料をお持ち帰り ください。

大学院生の方のみ、申請資料は学生Naviからでもダウンロード 可能です。

オンライン配信を視聴されている方(学部・学域・大学院生共通)

12/5(木)~1/10(金)の期間に各キャンパスで配布します。

- 中百舌鳥・杉本キャンパス:学生課 学生奨学支援室窓口
- ▶ 阿倍野·羽曳野·りんくうキャンパス:各事務室



〈支援対象となる要件の確認について〉

必ず申請前に、大学Webサイト掲載「申請可否判定ツール」 を確認し、【府の制度】「大阪公立大学等授業料等支援制度」 の申請対象者か否かの確認をしてください。

大阪公立大学 経済支援







マイナンバー書類について

【府の制度】の家計の経済状況に関する審査にマイナンバー が導入されています。

新制度では所得制限等は撤廃されましたが、国の支援区分に該当するかの確認のため、

【学部・学域生のみ】マイナンバー情報の提出が必要です。

【大学院生】は、授業料が全額、大阪府からの支援となります ので、マイナンバーの提出は不要です。



〈申請について〉

申請書類等を指定期間内に大学へ提出してください。 ただし、【大阪公立大学等授業料等支援制度 授業料等減免に係る認定申請フォーム】の入力を完了させた者に限り、受付を行います。

書類等を提出

申請書類等の提出とオンライン申請の両方が必要です!

申請



〈申請書類等の提出について〉

学年ごとに提出期間を設定しています。 詳細な日程は、配布の申請資料を確認してください。

提出場所·提出期間					
提出場所	所属	提出期間			
杉本キャンパス	◆学可。学标/Ⅲ克利	2025年1月9日(木) ~1月16日(木)			
中百舌鳥キャンパス	全学部·学域/研究科	2025年1月20日(月)			
阿倍野キャンパス	医学部·医学研究科 看護学部·看護学研究科	~1月24日(金)			
羽曳野キャンパス	看護学部・看護学研究科 医学部リハビリテーション学科 リハビリテーション学研究科	※阿倍野・羽曳野・ りんくうキャンパスは 通学学生のみの受付			
りんくうキャンパス	獣医学部·獣医学研究科				



〈国の制度の対象となった者への連絡について〉 対象となった方のみ3月中旬~下旬に学生ポータル(UNIPA) にて連絡をします。



- 春季休業中でも学生ポータル(UNIPA)及び OMUメールを確認してください! ※基本的に電話連絡は行いません!
- ●連絡があっても4月に国の制度の申請を行わない場合は、国の支援部分(一部または全額)を受けることができず、授業料の負担が発生しますので、必ず国の制度の申請を行うようにしてください。
- 後日、確認不備により、申請できない場合の 申し出には対応いたしかねます。



4. 【継続支援対象者向け】申請手続き案内

2025年度前期継続手続き申請にて、学業成績及び在住 要件を確認します。

継続手続きで「現行制度から新制度への同意書」を提出することにより、新制度予算が成立された際は、自動的に現行制度から新制度に読み替える予定のため、新たな申請は不要です。

次年度前期も継続して支援を希望する場合は、必ず期限までに手続きを行ってください。詳細については、後日に学生ポータル(UNIPA)にてご案内します。

2025年度前期 継続手続き 成績確認 (大学で 確認)

オンライン申請 (MS Forms) 世帯全員の 住民票 (提出) 現行制度から新 制度への同意書 (提出)

4.【継続支援対象者向け】申請手続き案が 大阪公立大学 Osaka Metropolitan University

〈申請の流れ〉

(1) MS Fomrsによるオンライン申請(仮申請)(12/16~1/24)



(2) 住民票・同意書等提出(※仮申請)(1/6~1/24)



(3) 【対象者のみ】国の制度の対象となった者への連絡(3月中旬~下旬)



(4)結果通知(6月下旬)

※「仮申請」は2025年2月の大阪府議会にて制度の予算成立後、 仮申請→本申請へ読み替えとなります。

4. 【継続支援対象者向け】申請手続き案が 大阪公立大学 Osaka Metropolitan University

〈継続申請書類の提出について〉

対象	提出場所	提出期間	
全学部·学域· 研究科	杉本キャンパス 学生課学生奨学支援室 (学生サポートセンター1階)		
	中百舌鳥キャンパス 学生課学生奨学支援室(A3棟1階)	1/6(月)~1/24(金)	
通学学生のみ	阿倍野キャンパス 医学部医学科·看護学部 各事務室	※提出キャンパスにより 期間が異なりますので 継続手続き案内を 確認してください。	
	羽曳野キャンパス 事務室(L棟1階) 学生グループ		
	りんくうキャンパス 事務所(1階) 学生・教務担当		



5. 2025年度前期授業料の引落について

5.2025年度前期授業料の引落について 大阪公立大学 Osaka Metropolitan University

2025年度前期授業料減免継続申請または新規申請を行い、 申請要件を満たしている場合は、授業料が全額免除(※)となります。 ※新制度の場合。現行制度は判定区分に応じた支援となります。 申請要件を満たしていない場合は、一部または全額授業料の負担が 発生します。

結果通知について

継続申請を行った者は、5月上旬に適格認定の結果(継続可否)を通知、または交付し、減免結果を6月末に学生ポータル(UNIPA)で通知します。新規申請を行った場合は、6月末に学生ポータル(UNIPA)にて減免結果を通知します。

授業料納付について

2025年度前期授業料減免継続申請または新規申請を受理された者は、 5月末の前期授業料引落を8月末まで猶予し、授業料の納付が必要となる 場合は、8月末に授業料登録口座より授業料引落を行います。



学生課からのお知らせは、

全て学生ポータル(UNIPA)/OMUメール

を通じて行います。

- ※ 基本的に電話での連絡は行いません。
- 申請書類やマイナンバー等の確認事項について
- ・ 認定結果等について
- ・ 授業料減免継続手続きについて・・・・等



<u>ご自身で定期的に学生ポータル(UNIPA)・</u> OMUメールを確認するようにしてください!!

本日の説明資料及び質問について



◆説明資料について

本日、使用した大阪府及び大学からの説明資料は、 説明会終了後、大学Webサイトから 閲覧・ダウンロードが可能となります。

視聴URL及び説明資料は以下を確認してください。

大学Webサイト>教育・学生生活>授業料・経済支援>

大阪公立大学等授業料等支援制度



【大阪府の制度の問い合わせ先】

- 制度の内容に関する問い合わせ 副首都推進局 公立大学法人担当 電話:06-6208-8877
- 申請(手続き)に関する問い合わせ
 - ・杉本キャンパス学生課 学生奨学支援室 学生サポートセンター1階
 - ・中百舌鳥キャンパス学生課 学生奨学支援室 A3棟1階

(平日9:00~17:00)

Mail:gr-gks-fusien@omu.ac.jp

※お問い合わせの際は学籍番号・氏名の明記を お願いいたします。



メールフォーム

